

地域共生社会推進センター基本計画（案）

京都福祉サービス協会は、自律した社会福祉法人として、第2期中期経営計画において、新たな使命である地域共生社会の実現に向け、より良いサービスを、新しい組織と人で提供していくことを通じて、法人の理念である「くらしに笑顔と安心を」お届けすることといたしております。

このため私たちは、「人によりそい 地域にかかわり 共にあゆむ」ことを基本姿勢として前進していくことを確認し、居宅、施設、児童館の各部門が一体となって議論を重ね、協会が有するスケールメリットとネットワークを最大限に活用した運営ができるよう、3部門の統一に向けた法人改革の取組を進めてまいりました。

とりわけ今年度は、「第2期中期経営計画」の第1の基本目標である「地域共生社会へ」の計画理念を具体化し、協会の使命を果たすための第一歩として、これまでの議論の成果を踏まえ、地域共生社会推進センター準備室を設置いたしました。このセンターは、協会が実施する各事業の連携、統合と同時に、対外的な連携、協働の機能を担うもので、今後、計画案についての意見交換を経て、今年度の早い時期に設置したいと考えております。

皆様の積極的な意見交換により、より良いかたちでこのセンターを設置していくことができますよう、心からお願い申し上げます。

理事長 浅野 信之



地域共生社会推進センター基本計画（案）

社会福祉法人 京都福祉サービス協会

2021（令和3）年3月

1 地域共生社会推進センターの設置趣旨

（1）協会が目指す地域共生社会と私たちの基本姿勢

第2期中期経営計画では、第一の基本目標を「地域共生社会へ」、第二の基本目標を「より良いサービスを」、第三の基本目標を「新しい組織と人で」と定め、目標実現に向けた重点戦略項目と個別取組を定めました。

その中で、協会が目指す地域共生社会と私たちの基本姿勢について、次のように宣言しました。

協会が目指す地域共生社会

近年の福祉理念は、“welfare(ウェルフェア)”から“well-being(ウェルビーイング)”に変化してきていると言われています。“welfare(ウェルフェア)”という概念は、「福祉の対象となる者は社会的弱者であり、保護される者たちである」という受動的福祉観に基づきます。

一方、“well-being(ウェルビーイング)”という概念は、「社会的弱者に必要なサービスを授与するだけでなく、あらゆる個人が主体性を持ち、自己実現できることが保障される」という能動的福祉観に基づきます。

2017年の改正社会福祉法において、社会福祉法人には公益的な取組を実施する責務が定められましたが、これはまさに“well-being(ウェルビーイング)”の福祉観に基づいた役割を社会福祉法人に求めたものと言えます。

協会は自律した社会福祉法人として、「地域共生社会の実現」を新たな使命としました。

私たちは、地域共生社会を、社会的弱者のみならず、地域のいかなる世代、境遇にある人でも、その一人ひとりが社会的に包摂され、その尊厳を認められ、身体的、精神的に良好な状態で社会とつながり、その権利と自己実現が尊重される社会、すなわち“well-being(より良く生きる)”が実現できる社会と捉え、その創造に向けて歩みます。

そして、このような地域共生社会を創造していくことが、「くらしに笑顔と安心を」という協会理念の実現につながるものと確信します。

法人理念「くらしに笑顔と安心を」

一人ひとりの“well-being(よりよく生きる)”が実現できる地域共生社会を目指す
私たちの基本姿勢

「人によりそい、地域にかかわり、共にあゆむ」

私たちは、かけがいのない一人ひとりの「生きる」を大切にするため

- サービスや制度の垣根を越えて、支援を必要とする人によりそいます。
- 人と人がつながる暮らしの場であり、支え合う力の源となる地域にかかわります。
- 人と人とのつながりで生まれる地域社会の豊かさに喜びを感じ、その創造に向けて共にあゆみます。

（２）協会内における地域共生社会推進センターの「横糸」としての役割

上記（１）のような計画理念に基づいて地域共生社会の実現に向けた取組を進めるためには、これまでのように３つの事業部門が縦割りで別々に併存していた協会組織のあり方を根本的に改め、協会の有するスケールメリットとネットワークを最大限活用できるようにするとともに、協会のすべての事業領域（協会事業の「縦糸」というべき介護保険の居宅サービス、施設サービス、相談支援事業や児童館の児童家庭福祉サービス等の基幹福祉サービス）に、「地域共生社会の推進」という「横糸」を通し、協会一体となって地域社会に貢献できる具体的な組織の仕組みを作り、運用することが必要です。

このような計画理念を体現し、協会全体としての事業や事務所、施設、児童館等の事業拠点での取組、地域をベースとした複数の事業所の連携による活動、さらには協会外の事業者や各種団体その他の関係者等との連携等を重層的にバックアップして取組の底上げを図り、またパイロットとして先導する「横糸の役割」を担う組織として「地域共生社会推進センター」（仮称）を設置します。

（３）「縦糸」としての基幹福祉サービスと「横糸」としての地域共生社会推進の取組の関係

では、協会の基幹福祉サービスと地域共生社会推進の取組の関係をどのように理解すればよいのでしょうか。地域における事業展開という視点で見れば、協会の基幹福祉サービスにおいても状況は必ずしも一様ではありません。

児童館では、京都市が定めている「京都市児童館活動指針」において「子どもの自立支援」「子育ての社会連帯」と並んで「共生のまちづくり」が活動の柱となっていることもあり、児童館の利用者である子どもが育つ基盤としての地域社会を意識した活動が当然の前提となっています。

高齢者福祉施設においても、施設の立地する地域の一員として地元の住民団体、福祉団体等との関係を築き、地域に根付いた活動を展開してきています。これもデイサービス等の施設サービスの利用者の多くが地域の高齢者であったり、地域包括支援センターが地域の高齢者を対象として活動していることと深く関係しています。

一方、訪問介護や訪問看護の訪問系事業や居宅介護支援という居宅サービスを担う事務所においては、地域との結びつきは必ずしも事業上の必須事項ではなく、各事務所は児童館や施設ほどには地域との関係性は高くないといえます。

しかし、高齢となり要介護状態となっても、また家族に要介護者がいても、あるいは子育ての不安や負担があっても、支援を要する当事者やその家族が、これらの福祉サービスの活用によって地域での生活を安定的に送ることができるということが、人々の地域生活を保障する大切な条件となっていること、さらに家族と離れ特養等で暮らす高齢者も、施設と地域の交流の深まりにより、地域の一員として認められていることなどを考えれば、協会の基幹福祉サービスのいずれもが地域共生社会の推進にも大きく寄与しているといえることができます。

本来業務である基幹福祉サービスと、地域の住民の居場所づくりや絆づくりの活動は、同心円上の地続きの活動であり、ともに地域共生社会を形成していく大切な営みであるとの認識に立ち、同心円を広げていく活動が重要です。

2 地域共生社会推進センターの組織と運営

(1) 組織としての地域共生社会推進センターの位置付け

地域共生社会推進センターは、地域共生社会を推進するために各種の事業を実施しますが、介護保険の居宅サービス、施設サービスや相談支援事業、あるいは児童館の児童家庭福祉サービス等の縦系の役割を担う事業部門と並列して別の事業を実施するものではなく、これらのすべての事業領域において、地域共生社会を推進する事業展開を支援すること、また協会内のこれらの個別事業の連携や協会全体の事業を総合することにより「地域共生社会の実現」に向けた取組を推進します。

また、地域共生社会推進センターは、この目的のために協会として対外的に様々な機関、団体、事業者等と連携、協働して活動を行う際の窓口機能を担うものとします。

このように地域共生社会推進センターは、「地域共生社会の実現」に向けて、協会の個別の事業領域を横断的に貫いて横系を通す役割を担う内部的な機能と、様々な機関、団体、事業者、地域住民等と連携、協働する対外的な窓口としての機能を合わせて担うため、他の事業部門とは異なる固有の役割を有する組織として位置付けて設置します。

(2) 地域共生社会推進センターの組織（職員構成）と運営

地域共生社会推進センターに代表を置き、そのもとに総会、地域ブロック会議、運営会議の三つの会議体及び必要に応じてプロジェクト委員会を設け、これらを適宜に開催することにより、地域共生社会を推進する取組が協会の事業所等が所在するすべての地域、すべての事業領域に広がり、実践と交流が進むように運営します。

また、協会本部に地域共生社会推進部を設置して、事務局の役割を担います。

代表及び各会議体と事務局（地域共生社会推進部）の組織（職員構成）と運営については以下のとおりとします。

ア 代表

代表は、地域共生社会推進センターを対外的に代表するとともに、協会の理事として組織の運営責任者となります。代表には事業拠点の長の中から、地域共生社会の推進に意欲、能力、経験がある人材を配置します。また、必要に応じて代表を補佐する副代表を配置します（いずれも人事異動発令対象）。

代表は、総会を招集し、総会の議長役を担います。

イ 総会

総会は、協会全体の地域共生社会推進の取組に資するための総括的な会議として位置付けます。

総会は、常務理事会（仮称）の構成員及びすべての事業拠点の長で構成します。

また、運営会議の構成員（運営委員）で、事業拠点の長でない者も必要に応じオブザーバーとして参画できるものとします。

総会は、毎年度2回程度定例的に開催し、地域共生社会推進の取組と、関連する各種の事業連携等について協議するとともに、個別の事業所、施設等の拠点や各地域ブロック、各プロジェクト委員会の取組状況や事例の報告及び意見交換等を実施します。

ウ 地域ブロック会議

地域ブロック会議は、市内を行政区を単位に、概ね「東」「西」「南」「北」「中央」等の地域に分けて地域ブロックとし、同一地域ブロック内に所在する協会の事業拠点の長により構成します。

地域ブロック会議は、必要に応じて年に数回開催し、個別の事業拠点単位だけでは取り組めない地域共生に関する課題や地域の福祉課題への対応を協議調整し、あるいは他法人、事業所、各種団体等との連携への対応等に向け協議する場と位置付けます。

さらにブロック内の事業拠点間の日常的なサービス調整や事業連携を図るための協議、意見交換、連絡調整等も行うものとします。

地域ブロック会議の運営は、それぞれの地域ブロックの実情を踏まえたものとしませんが、会議運営等はできるだけ当番制等により実施し、役割が固定しないように配慮します。

なお、地域ブロックの具体的な設定については別途検討します。

エ プロジェクト委員会

地域ブロックに集約できない、ブロックを超えた複数の事業拠点が連携して、あるいは協会全体で取り組むプロジェクト等については、別途取組ごとに「プロジェクト委員会」（仮称）を設置して、企画から連絡調整、進行管理までを円滑に行い、事業を効果的に実施します。プロジェクト委員会の構成や運営は、その都度プロジェクトの内容に応じて決定します。

＊プロジェクト委員会の例）「sitte プロジェクト推進委員会」

オ 運営会議

運営会議は、代表と各事業部門から運営委員として推薦された職員 10 名程度までの人員に事務局等を加えたメンバーで構成します（人事異動発令対象）。

運営委員は、所属長等のみに限定せず、各部門、各ブロック、各職員階層からの意見等が反映されるよう、地域共生社会の推進に意欲と見識のある職員を配置します。

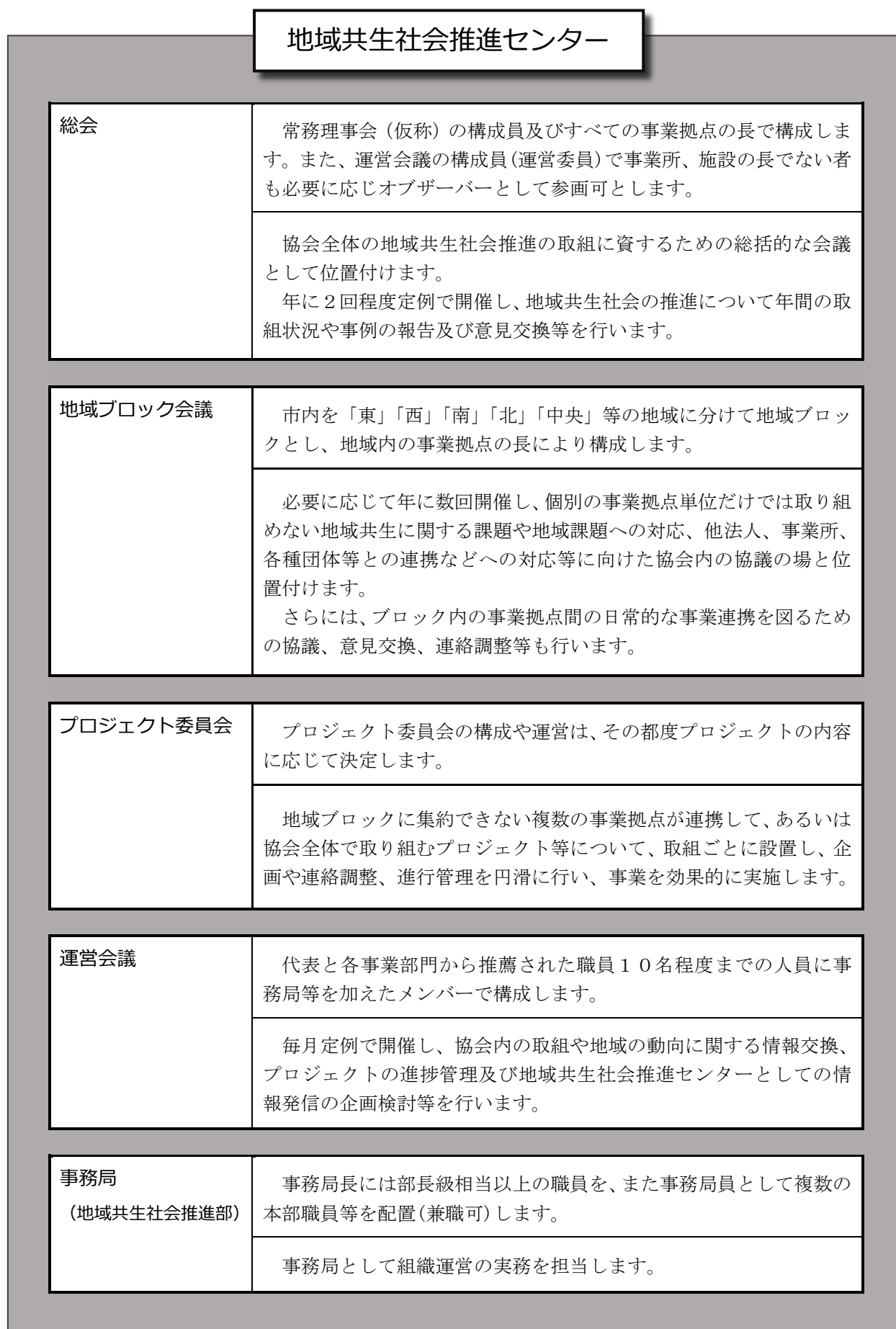
運営会議は、毎月定例で開催し、協会内の取組や地域の動向に関する情報交換、プロジェクトの進行管理及び対外的な情報発信の企画検討等を行います。

カ 事務局（地域共生社会推進部）

新たに設置する地域共生社会推進部が地域共生社会推進センターの事務局として組織運営の実務を担当します。

事務局長（地域共生社会推進部長）には部長級相当以上の職員を配置（将来的には専任職員としますが、当面は他の職と兼職も可）し、複数名の協会本部職員を事務局員（部員）として配属します（他業務と兼職）。

地域共生社会推進センター組織図



3 地域共生社会推進センターの活動

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために、前章「地域共生社会推進センターの組織と運営」で述べたような協会内の協議、連携、協働、調整の仕組みを構築して組織的取組を進めるとともに、地域共生社会推進センターとしての日常的な活動として、各事業拠点や地域ブロックの取組を後方支援（バックアップ）したり、直接社会へ発信する活動等を行います。

後方支援（バックアップ）する活動、また直接社会へ発信する活動については、運営会議と事務局を中心に、主として情報支援として以下のような活動を行います。

（１）地域共生社会づくりに関する情報を収集、管理、共有、活用する活動

地域共生社会推進センターは、地域共生社会推進に関する情報を協会として集約、共有する仕組みを作り、運用します。

具体的には、「地域共生社会情報デポ」（仮称）を設置し、協会が事業を展開する地域に関する情報や地域共生社会の推進に関する情報の収集、管理、共有、活用を進めます。

また、これらの情報の収集、管理、共有から活用までのプロセスそのものを活性化するための一助として「地域共生社会情報マガジン」（仮称）を発行します。

ア 地域共生社会情報デポ（仮称）

地域に関する情報や地域共生社会推進に関する情報の収集、管理、共有、活用のためのツールとして「地域共生社会情報デポ」（仮称／情報の保管庫）を開設します。

「地域共生社会情報デポ」は、協会のホームページ内に職員専用のログインページを設け、ページ内に各種の情報を系統的にストックし、協会職員が自由にアクセスし、閲覧できるかたちでの具体化を検討します。

これらの情報を協会として広範に収集するために、協会の事業拠点等から情報が集まる仕組みも併せて検討、構築します。

なお、収集した情報のうち一般への公開が可能で地域等にとっても有益なものについては、ホームページ上での公開（フリーアクセス）も検討します。

「地域共生社会情報デポ」は事務局（地域共生社会推進部）が管理します。

- 〔情報の例〕
- ・地域共生社会推進に関する国の政策や自治体の取組等に関する情報
 - ・他法人、事業所、社会福祉協議会等の各種団体等の地域共生社会推進に関する情報
 - ・地域の住民団体やボランティア組織の動向等に関する情報
 - ・協会の各事業拠点の取組に関する情報
 - ・その他、共生のまちづくりに有益な地域の情報や活用可能な社会資源に関する情報等

イ 地域共生社会情報マガジン（仮称）

上記の地域共生社会情報デポの情報の収集、管理、共有化から活用までのプロセスを活性化するための一助として「地域共生社会情報マガジン」（仮称）を定期的に発行し、欲しい情報の収集、提供を事業拠点に求めたり、新着情報を事業拠点に提供したりします。

「地域共生社会情報マガジン」は、事務局が作成し、協会内のメール配信等により事業拠点に提供します。

(2) 協会の各事業拠点が進める取組を集約し、また後押しする活動

地域共生社会推進センターは、協会内の取組事例を集約し、各事業拠点に紹介普及するとともに、地域共生社会推進の活動指針を作成するなど、事業拠点、また協会全体の取組を後押しする活動を進めます。

さらに、地域共生社会推進を担う人材（コミュニティワークのできる職員）の育成に取り組みます。

ア 「地域における公益的な取組」の実施状況の集約

地域共生社会推進の活動の多くが該当すると想定される社会福祉法第24条に定められている「地域における公益的な取組」の協会内の実施状況を集約し、進捗を管理し、報告書の作成等を行います。

イ 「地域共生社会推進指針」(仮称)の作成

協会の各事業拠点や地域ブロック等における取組を進めるために、協会内における事例等を手掛かりとして「地域共生社会推進指針」を作成します。

ウ 「地域共生社会推進ワークショップ」(仮称)の開催

地域共生社会推進の取組を活性化するために、各層の職員が参加し、啓発し合えるワークショップを適宜開催し、互いに学び合う機会をつくります。

エ 地域共生社会づくりを進めるための人材育成

地域共生社会推進を担う人材（コミュニティワークのできる職員）を育成するために、協会のすべての部門の職員を対象に必要な研修を実施します。

＊ワークショップの開催や、コミュニティワーク研修の実施に当たっては、人材研修センター（仮称、現人材開発部）と連携し、効果的に取り組みます。

(3) 協会全体の取組としての「地域共生社会推進フォーラム」(仮称)の開催

協会の地域共生社会推進の取組を集約し、地域社会に発信していく場として、行政や福祉関係者、地域住民諸団体その他の参画を得て、毎年度1回程度「地域共生社会推進フォーラム」(仮称)を開催し、取組事例報告やシンポジウムを行います。

第1回は、2022年度を目途に開催します。

4 地域共生社会推進センターの設置に向けて / 当面の取組方針

（１）職員参加による地域共生社会推進センターづくり

地域共生社会推進センターは、第２期中期経営計画の第一目標である「地域共生社会へ」という計画理念を牽引し、実現する、協会のすべての事業領域に横糸を通す役割の新しい組織として設置します。

第２期中期経営計画づくりに当たっては、職員参加の計画づくりを基本方針としてきたところですが、協会のすべての事業領域に横糸を通す取組であることから、この「地域共生社会推進センター基本計画」づくりにおいても、職員参加で作成することを基本方針とします。そのため、幅広い職員の参画で地域共生社会推進センターの計画を豊かなものにできるよう、本計画案をすべての職員に配布して地域共生社会推進センターの設置計画を周知するとともに、内容について広く意見を集めます。特に、事業拠点の長等の幹部職員には意見表明の機会を確保します。

（２）地域共生社会推進センター準備室による準備作業

基本計画づくりのための職員参加による検討作業と並行して、本年４月１日付けで新本部事務所に準備室を設置し、地域共生社会推進センター設置に向けた具体的な準備作業を行うこととし、職員として準備室長１名、準備室次長１名を発令します。これ以外に順次若干名の職員を発令して、準備作業を担います。

なお、準備室の職員はすべて他業務との兼職とし、準備室長は正式に組織を設置する際には地域共生社会推進センターの代表として、また準備室次長は事務局長（地域共生社会推進部長）として発令することを前提とします。

（３）地域共生社会推進センターの設置時期

上記の（１）、（２）の取組を踏まえて、本年７月を目途に、地域共生社会推進センターを設置します。地域共生社会推進センター事務局である地域共生社会推進部は、新本部事務所に置きます。

（４）地域共生社会推進センターに関する各取組の実施想定時期

準備室の設置	２０２１年４月
計画案についての意見交換	２０２１年４月～６月
地域共生社会推進センターの設置	２０２１年７月／総会、運営会議を順次開催
地域ブロックの設置	２０２２年４月
情報デポの整備	別途検討
情報マガジンの発行	２０２１年８月～随時発行から定期発行へ
地域における公益的な取組の集約	２０２１年８月（６月）～
地域共生社会推進指針の作成	２０２１年度中
地域共生社会推進ワークショップの開催	２０２１年１０月～随時開催
コミュニティワーク研修の実施	別途検討
地域共生社会推進フォーラムの開催	２０２２年度（秋頃）毎年度１回程度開催

参考 1 地域共生社会推進チームがまとめた個別取組案

第 2 期中期経営計画の個別取組策定に当たって、地域共生社会推進チームが昨年 10 月にまとめた「地域共生社会へ」の目標に関する個別取組の考え方と項目は、以下のとおりでした。

「参考 2 地域共生社会推進と協会の基幹福祉サービスの関係理解について」と合わせて、地域共生社会推進センターの設置検討の背景を理解する一助としてください。

第 2 期中期経営計画 個別取組作業チーム（地域共生社会推進）作業報告書まとめ版（抜粋）

1 基本的考え方

地域共生社会の実現に向けた地域住民等のつながりや交流をつくる活動と、日常的なサービス提供業務は決して断絶した取組ではなく、いずれの活動も、どのような境遇にある人でも地域で安定した生活を送り、地域の一員として認められ、共に生きていける社会をつくるものであるという認識の上に立って、協会としての地域共生社会の実現に向けた取組を進めます（「参考 2 地域共生社会推進と協会の基幹福祉サービスの関係理解について」を参照）。

2 地域共生社会の推進／第 2 期中期経営計画の個別取組に盛り込む具体的事項

協会が目指す地域共生社会づくりは、第 2 期中期経営計画の地域共生理念を踏まえ、協会の基幹事業である居宅部門、施設部門の介護保険サービスや高齢者福祉サービス、児童館部門の児童家庭福祉サービスから、個々の施設や事業所で取り組んでいる「福祉食堂」や地域交流の活動まで、すべての取組を貫くものであり、地域包括ケアシステムは、地域共生社会を機能させる基幹システムのひとつであるとの認識のもと、すべての協会職員が「人によりそい、地域にかかわり、共にあゆむ」意識を共有し、すべての職場、職員が関わる取組として、次の 5 項目の個別取組を方針化する。

○ 地域共生社会推進センター(仮称)の設置運営

第 2 期中期経営計画の第一の基本目標である「地域共生社会へ」の計画理念を体現し、その実現に向けた取組を進めるために、協会全体としての事業、施設や事業所単位での取組、地域をベースとした複数の事業所等の連携による活動、さらには協会外の事業者、諸団体その他の関係者等との連携等を重層的にバックアップして取組の底上げを図り、またパイロットとして先導する役割を担う組織として「地域共生社会推進センター」（仮称）を設置する。

○ 居場所づくり活動の推進

現在、施設において「認知症カフェ」や地域に開かれた「福祉食堂」等の取組が行われているが、さまざまな領域において、地域の人々と高齢者や子育て中の親子、障害のある人などが様々なかたちで集える「居場所」が、互いを認め合い、支えあう地域の「互助」の基盤となり、これらの場所における交流の広がりが地域共生社会の推進に果たす役割に鑑み、今後協会として、多様な領域、多様なかたちで集える居場所づくりの活動を一層推進する。そのため、居場所づくり活動の交流や成功事例の普及等にも取り組む。

○ 異業種連携による高齢者等の社会参加の推進

地域共生社会づくりは、一法人、一事業所、一施設の取組でできる範囲には明らかに限界がある。西院老人デイサービスの「sitte プロジェクト」は、地域の福祉関係者はもちろんのこと、各種のグループ、地域団体から企業や商店等まで含めた幅広い異業種の連携が、多様な人々の社会参加と交流を一層広げる可能性を示している。

協会の施設、事業所等は、今後京都市の区行政や区社協との連携も視野に、地域の多様な社会資源をつなぎ事業に発展させる異業種連携のプラットフォームとしての役割も担うことを意識した取組を進める。

○ 協会職員OBの組織化と地域共生社会づくりへの参画を促進する仕組みづくり

協会職員OB（ヘルパーを含む）には、地域の元気高齢者として生活している方々が多数存在している。これらの職員OBが有する福祉に関する知見、対人援助のノウハウ、人と社会をコーディネートする力等は、それ自体が地域の貴重な人的資源である。このような人的資源としての職員OBが、協会を退職した後も、地域で活躍できる場と仕組みをつくり、職員OB自身の高齢者としての社会参加を促進するとともに、協会の地域活動の「応援隊」としても活躍できるよう、OBの組織化と活動への参画を促進する仕組みをつくる。

○ コミュニティワーカーを育成できる研修プログラムの実施 [人材育成関連]

現行の研修体系は、コミュニティワーカーの育成についての観点が弱い。今後は各級職員の研修プログラムに、系統的にコミュニティワーカーの育成を企図した内容を盛り込む。[人材育成の分野において具体化する]

参考2 地域共生社会推進と協会の基幹福祉サービスの関係理解について

- 1 社会福祉法人が行う地域共生社会づくりといった場合に、我々は例えば子ども食堂や居場所づくり活動など、社会福祉法に「地域における公益的な取組」として定められ、例示されているような取組を思い浮かべます。

これらの取組の多くは、地域における住民同士あるいは住民と「支援者」のつながりや交流をつくる役割を果たすことにより、地域における「互助」の機能の基盤を形成するものとなっています。そしてこれらの取組においては、地域における介護や福祉事業者、医療従事者などの「支援者」がボランティア的に地域住民に関わるというイメージが強くあります。

- 2 もちろん、社会福祉法人が行う地域共生社会づくりといった場合には、これらの取組以外にも、例えば地域包括ケアシステムのように、高齢者に関わる様々な支援者が連携してネットワークを形成し、その中に民生児童委員や自治会関係者等の地域住民も組織して運営していくというような取組は、協会のような介護保険事業という共助の働きを担うことを中心とする社会福祉法人にとっては地域共生社会づくりの最も中心的な活動とイメージでき、これらの取組は、地域における「互助」の機能を強化し、行政等による「公助」の機能が円滑に働くよう補完する役割を担っていると言えます。

- 3 上記のような取組を社会福祉法人が行う地域共生社会づくりの中心的な活動としてイメージした場合に、一方で協会が日々提供している介護サービスや児童福祉サービスなどの基幹福祉サービスと地域共生社会づくりの関係をどう捉えればよいのかとの思いがでてきます。

我々協会の基本的な業務である高齢者や児童、障害のある人、またその家族等に対する対人援助の活動は、これらの人々の「自助」を促し励まして、「公助」を適切に活用し、「共助」、「互助」にも支えられながら、自立を支援する取組です。

言い換えれば、介護や生活援助を必要とする高齢者や障害者とその家族、健全育成を必要とする児童、子育ての負担や不安を抱える家庭などを対象に、協会が日々提供している基幹福祉サービスは、様々な境遇にあって困難を抱える人々の生活を支え、安定した地域生活、日常生活をおくることができるよう支援し、たとえ施設に入所した場合であっても、施設が地域に根付いた取組を進めることにより、施設利用者も地域の一員として認められることをひとつの目標とする支援(サービス活動)であり、これらの取組により、人々が孤立したり、排除されたりすることなく、地域に包摂され、共に生きていくことができる社会をつくる活動であることを認識しておく必要があります。

このような認識に立ち、地域包括ケアシステムを、介護の必要な人々を地域の様々な関係者が支え合う仕組みと考えると、このシステムが地域共生社会を介護というテーマで概念化したものと理解でき、私たちが日々従事している基幹福祉サービスと地域共生社会づくりが、実は地続きの課題であることがわかります。

- 4 地域共生社会の実現を目指す取組と協会の事業活動の中心である基幹福祉サービスの関係性をこのように理解したとき、ともすれば地域共生社会づくりということを、我々の日常業務とかけ離れた取組と思い込み、特別視して、これを躊躇したり、敬遠したりすることを克服する道筋が見えてくるのではないかと考えます。